

国民健康保険に加入している方へ

●高齢受給者証が新しくなります

国民健康保険に加入されている70～74歳の方(後期高齢者医療制度の加入者は除く)の高齢受給者証が8月に更新されます。新しい高齢受給者証は、世帯主あてに7月21日(火)発送予定です。※令和元年中の所得により、医療機関での窓口自己負担金の割合(2割か3割)が決まるため、前年度とは負担金の割合が変更になる場合があります。

問合せ 国民健康保険課資格係(区役所2階⑫番) TEL (5246) 1252

●「限度額適用認定証」「食事療養標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新手続きについて

「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」を受診時に医療機関の窓口で提示すると、その医療機関の1か月の保険診療にかかる費用(入院・通院別

が、世帯の自己負担限度額までになります。現在、認定証を使用している方の有効期限は、7月31日(金)です。引き続き必要な方は、7月31日(金)までに更新の手続きをください。新規の申請は、随時受け付けます。※郵送での申請も可能です。※食事代や差額ベッド代等自費分は対象外です。※保険料の滞納があるときは、交付できない場合があります。※住民税非課税世帯の方には「食事療養標準負担額減額認定証」も交付されます。※70歳以上の方は現役並み所得区分Ⅰ、Ⅱと住民税非課税世帯の方のみが対象です。
【必要な物】国民健康保険被保険者証、世帯主のマイナンバーが分かる物、世帯主の本人確認書類(運転免許証、個人番号カード、写真付住基カードなど)更新の方は使用中の「限度額適用認定証」「食事療養標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」
申込み・問合せ 国民健康保険課給付係(区役所2階⑭番) TEL (5246) 1253

後期高齢者医療制度に加入している方へ(75歳以上)

●新しい保険証を送付します

新しい保険証(カード型)を7月中旬より簡易書留郵便で順次発送します。前年度からの所得の増減により、8月1日(土)から保険証の自己負担割合(表1)が、変わる場合があります。



7月31日(金)まで



8月1日(土)から

(表1) 医療費の自己負担割合の判定基準

自己負担割合	令和2年度住民税課税所得 (平成31年1月から令和元年12月までの所得で算出)
3割	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者の中に145万円以上の方がいる場合
1割	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員がいずれも145万円未満の場合

●「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を送付します

現在、交付している減額証の有効期限は7月31日(金)です。対象の方には7月下旬に新しい減額証を送付します(更新手続き不要)。対象世帯全員が住民税非課税で、過去に一度でも減額証の交付を受けたことがある方※新規の申請は、随時受け付けます。

●「後期高齢者医療限度額適用認定証」を送付します

現在、交付している限度証の有効期限は7月31日(金)です。対象の方には7月下旬に新しい限度証を送付します(更新手続き不要)。対象所得区分が(表2)の現役並み所得ⅡまたはⅠの方で過去に一度でも限度証の交付を受けたことがある方
※新規の申請は、随時受け付けます。

(表2) 医療費の負担割合と1か月の自己負担限度額【月額】

負担割合	所得区分	1か月の自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+ (10割分の医療費-842,000円) ×1%	
	現役並み所得Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+ (10割分の医療費-558,000円) ×1%	
	現役並み所得Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+ (10割分の医療費-267,000円) ×1%	
1割	一般	18,000円	57,600円
	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

◆ 以降、上記記事の共通項目 ◆

※新型コロナウイルスの影響により、郵便物の配達が遅延する場合があります。

申請・問合せ 国民健康保険課後期高齢者医療係(区役所2階⑯番)

TEL (5246) 1254

「たいとうメールマガジン」を配信しています

パソコンやスマートフォン・携帯電話などのメールアドレスを登録することで、区の情報をメールで受け取ることができます。

登録方法 パソコンかスマートフォン・携帯電話(右記二次元コード)から、メールアドレスを登録(区HPからも登録可)

※登録は無料、通信費は利用者の負担

問合せ 広報課

TEL (5246) 1021



種類	主な配信情報
たいとう安全・安心電子飛脚便	区内の犯罪発生情報、警察からのニュース
たいとう子育てメールマガジン	育児相談、予防接種、子ども家庭支援センターの行事
たいとう食の安全通信	食中毒発生状況、食中毒予防、食品衛生最新情報、講習会等の案内
たいとう催し物情報	区内で開催されるイベントやお祭り、区主催の事業などの催し物
たいとう区議会メールマガジン	会議日程、質問予定議員と通告内容、議決結果
はばたき21メールマガジン	男女平等に関する講座募集の案内、男女平等推進フォーラムの案内、相談事業の案内
消費生活情報メールマガジン	悪質商法など相談の多い消費者トラブルの注意情報、消費生活関連の講座やイベントの案内
たいとう環境メールマガジン	区が主催する環境関連イベント、環境関連事業の案内、エコライフ情報
たいとうヘルスケアニュース	各種健診・検診の案内、健康に関する相談、健康に役立つ情報
高齢者見守りメールマガジン	高齢者等が行方不明になった際の捜索協力依頼情報、高齢者の見守りや認知症に関するイベントの案内
たいとうライブライナーニュース	区立図書館のイベント、特集、休館日のお知らせ
たいとうマンション通信	マンションに関するセミナー、相談会、各種支援制度などの案内

環境課から

問合せ 〒110-8615 台東区役所環境課(区役所6階③番) TEL (5246) 1281

省エネナビの無料貸出し

家庭の電気使用量をリアルタイムで確認でき、省エネに活用することができます。

貸出期間 最長6か月(取り付け・取り外しは区で行います)

対象 区内在住の方

申込方法 申請書(上記問合せ先で配布、区HPからダウンロード可)を郵送か持参

※台数には限りがあります。



打ち水で夏を涼しく過ごそう

打ち水をすることで、水が蒸発するときに熱を奪い、周囲の気温を下げるすることができます。

●方法 風呂の残り湯、雨水などをバケツ、じょうろ、ペットボトル等に入れて家の周辺等にまく

●ポイント ①地面だけでなく、屋上・壁・ベランダなどにもまく ②日陰や風通しの良い場所で、比較的涼しい朝か夕方に行う

●バケツ・ひしゃくを貸出します

期間 7月22日(火)～9月30日(水)

対象 区内で打ち水を行う団体

申込方法 電話で上記問合せ先へ※数に限りがあります。※用具は区役所でお渡しします。

雨水タンクの設置助成

雨水をためる雨水タンクの設置に対して助成を行っています。ためた雨水は打ち水や園芸時に利用でき、水道代の節約にもつながります。ぜひご活用ください。

申込方法 電話で上記問合せ先へ

環境MVPに挑戦しよう!

夏の省エネや緑化の取り組みを応募いただいた方の中から、結果が優秀な方を表彰します。

①家庭省エネ部門

家庭で8月に省エネに取り組み、その実績や工夫した点をご応募ください。平均より電気やガスの使用量が少ない方を表彰します。

※8月の使用量は9月分の検針票でご確認ください。

参加賞 間伐材時計&スマホスタンド(予定)

②花とみどりの部門

・みどりのカーテンコンテスト

あさがおやゴーヤなどで育てた「みどりのカーテン」の写真を応募ください。生育状況や景観等が優れたものを表彰します。

・地先園芸コンテスト

玄関前、道路に面したスペース等で、プランター等で育てた横幅の合計が1メートル以上の園芸が対象です。全体が分かる写真を添えて応募してください。

参加賞 ガーデニングセット(予定)

対象 区内在住か在勤の方(花とみどりの部門は事業所も可)

応募方法 応募用紙(環境案内人<エコガイド>7月20日号(新聞折込)に掲載、区役所6階③番環境課、環境ふれあい館ひまわり、区民事務所・同分室、地区センターで配布、区HPでダウンロード可)に記入し、上記問合せ先へ郵送か持参

申込締切日 9月30日(水)(消印有効)